

1664 8991

號七四第

平島

決行指定

決裁指定

決裁指定

永久

保存期限

大臣		局長		主任	
了結	領受	出提	領受	號番	
昭和	昭和	昭和	昭和		
年	年	年	年		
三月一日	十月十一日	十一月十日			

(裁決)行決 覽回後 帶連

局長	局長
	大

長課

長課	長課
	代

大臣委

密受第一三五二號
密受第一三五三號

件番受

名 領 號 領
不穩 密受第一三五二號

起元廳(課)名

法務

政務次官

回付 決裁前

軍事、法務

決行(決裁)後

想入件

壘

庫

審案 筆記者

1663 1664

號 七 四

保存期限

了結	領受	出提	領受	號番
昭和	昭和	昭和九年十一月十日	昭和	
年三月一日	年十月十一日		年	
日	日		月	
			日	

(裁決)行決 覽回後 帶 連

長局	長局
	大山

長課	長課
	代

局長	主務	次官	政務
課長	主務	高級	參與官
	主務課員	主務副官	書記官
		官房御用掛	
			審察
			筆記者

政治的不穩怪文書ニ關スル件

密受第一三五二號

起元廳(課)名

其要況

政務次官 回付

決裁 前連帶

軍事、法務

決行(決裁)後 回覽課名

憲入件

陸 軍

鑑

次官、教育總監部事務長、近衛師團

参謀長、第三師團留守司令官、通牒書

昭和九年八月下旬、主自年將校有志託名、逆賊岡

田在次ヲ処討セヨ云々ト題之ル政法的右衛門文書

ヲ軍部其他ニ郵送セラルアリ云々ヲ以テ憲兵隊ニ於

テ捜査、結果野島尚明具他ヲ検出シ出版

法違反トシテ東京區裁判所検事官ニ送致シ

野島其他ノ者、憲兵隊ニ於テ陳述セシ所左

記、^{（別紙）}貴部（師團）関係將校ニ對シテ、取調ノ

上可然處置相成度

追テ本件ニ関係セザル將校ハ他部隊ニテアリ之等ニ對

送テラレリ

シテ、目下各、具、所屬長ニ於テ夫々取調中
 校ニ関シ調査事項ヲ附シテ取調方照
 會アリシヲ以テ近ク更ニ照會スヘキニ付申
 添ク

陸密第七三〇號 昭和九年七月拾日

上同、近衛師團各源ノ其ノ今ニハ削除

左記

一東京市杉並区高圓寺辰住野島尚助ハ
 非常時重大時局ニ當面シ皇親ニ海軍ノロンド
 ン條約締結當時ノ軟派多クシ岡田大將ヲ
 首班トシ微力ナク内閣ノ存続ハ國家ノ爲不利
 ナルヲ以テ連ニ倒壞ス少要アリトナシ之カ爲其ノ第
 一着手トシテ豫テ噂セラルリシ現遞信大臣床
 次竹次郎ニ絡ル張學良トノ五十萬元收受内
 題ヲ暴露スシテ國民ノ注意ヲ喚起シ以テ非常

証

真

時尙ニ對テ再認識ヲホシ強カク學國一致
 内閣ノ出現ヲ圖ラント企圖シ滿洲ノ事變勃
 發直後閣軍軍カ張學良ノ金庫中ヨリ發
 見押收セリト傳ヘラレテ庫次一派ヨリ張學良ニ宛
 テタル五十萬元受領志ノ旨直ニテ入手スヘク努メ遂
 ニ之ヲ入手シ材料トシテ怪文書作成ニ着手セリ
 二怪文書作成ニ着手セテ野島ハ日本農林部
 編輯長山科敏ニ自己ノ企圖ヲ示シ寫眞ヲ
 交付シテ文案ノ作成ヲ依頼スル所山科ハ野島ノ
 企圖ニ共鳴シ文案ヲ作成野島ニ交付セリ野島
 ハ其後他方面ノ關係者ト協議シテ文案又ヲ作

成シ山科ヲ岐阜ニ派遣シ印刷スルトモ、山科
 山科日ハ新聞記者宮部二郎ヲ令シ寫
 眞銅版ヲ作成シ更ニ岐阜新聞主筆木下
 彰ニ本件文書三千部ノ印刷ヲ依頼シ印刷
 完成後之ヲ携行歸京ナリ
 三野島ハ山科ヲ右印刷物ヲ受取ル山科等
 ト共ニ自宅ニ於テ發送準備ヲ志約テ千部
 ヲ東京市淀橋無職加藤某ニシテ大阪ニ
 携行發送セリ其ハ三野島自ラ横濱市ニ
 携行同市内各所ヲ發送ス（此ノ間陸軍
 士官學校教友天野大尉ハ三野島宅ヲ訪問

陸軍

野島より怪文書作成、経緯ヲ聴取シ爰
 國團體ニ關係ス全國各地將校約二百
 五十名ノ居所ヲ便箋ニ書キ與ニ印刷物發送
 ニ便宜ヲ供與スルト共ニ野島ヨリ送付ヲ受ケタ
 ル怪文書約百部ヲ近歩三田中(軍長)大
 尉ニ交付シ田中大尉ヲ以テ全國各縣隊ニ配
 布セシメタリ

〔更ニ野島ハ十數日後約百部ヲ岐阜市
 在住知巳太田新太郎ヲ以テ發送セシム
 一ツ步六八中馬大尉宛文書ヲ送附シタリ〕

内、教方總監印及近衛師團行
内、第三師團留守部行

別紙第一、第二参考、為添付ス

西
展

神

別紙第一

陸軍

本籍 岐阜縣

現住所 東京市

職務 憲曹長 無職

野島 高明

明治三十四年生

一、略歴

入營前、職業不詳ナルモ、實家ハ農業ナルヲ以テ、家業ノ手傳ヲナシ、培タルモノナラント

大正十年十二月十日 近衛歩兵第四聯隊ニ入隊翌十一年十一月上等兵

大正十二年十月六日 憲兵上等兵ヲ拝命シ、赤坂憲兵分隊付

大正十三年十一月二十七日 本部ノ勤務
大正十五年十一月一日 憲兵伍長

昭和三年十二月一日憲兵軍曹

昭和七年七月十三日憲兵曹長同日名古屋憲

兵隊岐阜分隊附

昭和七年十月三十日現役満期

二 現在ノ生活狀況

本人ハ妻及子供二人^{ヲ有ス}資産トシテ分明ナ

ラサルモ恩給約三百円アリ、其他實家ハ相當ノ

暮ヲナシ居レル由ニテ長男ニアラサルモ多少生活

費ノ補助ヲ仰キアルモノト認メラレ又本人ハ政友

系政界人ノ間ヲ往来シ若子ノ物質的援助ヲ受

ケ生計豊ナラサルモ困窮ニアラサルモノト察セラル

三 人物評

(一) 性温順ナルモ理智ニ長ケ豪膽ナリ雄辯ナラサルモ

政治的趣味ヲ有シ政界ノ事情ニ通シ交際巧

陸軍

陸軍

ナリ

(一) 本人、實文の政友系縣會議員ニシテ(目下不詳) 縣會議長タリシニテ(アリ) 傳ハラシ 後、~~政界~~ 方面ノ知名多カリシ 團長ト東京隊ヲ勤中(政友担当)ハ有力ナル為ニ、~~ヲ提佐~~ 提佐(後、~~ヲ收メ~~ 收メタリ)

(二) ~~近職~~ 近職後、政友会政友会ノ間ニ交リ(陸軍團ニハ入り居ラス) 藤田之男、~~ト~~ 嘉永等ノ許ニ生メシ又 秋田情及貴族院等ノ間ニ交リテ附ケ居レリト

(三) 養子例定憲兵司官及、先任團長富島隊司官及ヲ程夜ニ誹謗シ居タルカ在リ、~~特ニ~~ 特ニ根底アルモノニハアラス 早ニ自他ノ邊境乃至立場上ヨリスルモノト認メラシ 後、~~文書~~ 文書ノ件ノ如キニ 富島隊全般ノ腹懐セ、~~お~~ おニセルナリト

(甲) 素人最終ノ目的ハ政界権力者ヲ後進ヨリ保護
 ヲシテ代議士ヲラトシテ野心ヲ抑テ若キ其ノ地
 當ラ望ムノヤルモノト爲セヨ

(乙) 素人選拔ノ理由ハ在野中ヨリ既ニ政界ニ入ラント
 ン事ニ選拔スル者ハ外ニ推シルカ偶ニ正式結婚
 許シテ可能ト事婦人同僚ヲ生シ(子孫生キセリト信ス
 ン事) 素人選拔ノ時期ヲ早メテ之ノナラント爲
 スルモノナリ(素人素人其ハ女ナラント)

陸軍

逆賊岡田、床次を征討せよ

皇國の大義潰滅に類す

建國幾三千年の皇國の前途には、時難糾紛して、果つる所を知らず、即ち國內的、國際的牙利の發展に因り、皇土の危機今より甚しきはない。此の時難に直面する者、苟くも皇國民たる限りに於て、誰か之が責任を考へざる。

此の時難の責任は、唯、「人の和」によつてのみ全し、「人の和」の存する所、國難の條件不利なるもの存すも、敢て奮るに足らない。爲政者は須らく非常時局に際會しては「人の和」を放棄すべし、上下協力して時難に對するは、唯、皇國

全權を盡ひ、胆大、瀟灑の國威を叫んで、遂に收拾すべからざる恐怖の瀕淵に化した。

然も、皇國政局の動靜、對外政策の變化、國內事情の機微は我が駐蹕機關に先じて、張學良陸軍機關に密報せられ、我が對滿時局遂行は悉く失敗を幾返すの餘なき窮地に陥つたのである。それは何者によつて行はれたるか。當時、赤塚の私邸が、隠然たるブランク、チエンバたりし事實を以て、一切の真相を露見し得てあらう。かくて張學良は床次一味により、父御業の犠牲は田中内閣の陰謀なりと示唆せられ、御手取段として限りなき勃然なる反日行動を執るに到り一方民政黨の倒閣工作は、不思議にも常にそれと併行して行はれたのである。

かくするうち、田中内閣崩壊の危機に直面し、田中排斥、清黨運動の勃發するや床次は政友會總裁略取を企て之が軍資金調達を急ぎ急遽、赤塚、鶴岡を密使として奉天へ潜入せしめ、この間、四年七月田中内閣没落するや張學良は愈々計劃的排日工作を強化し、床次の密使と共謀し、



張學良

問題の受領證

皇國の大義も、若し大れ露政當局者にして、自ら顧みて疾まじきものあるに於ては、猶々、協和を講ずるも、一片の空談に等しく、況んや露政當局者それ自体に、國際的機微に類するの機微を内納するに於てをや。

悲しい哉、岡田内閣は此の醜惡を潜在し煌々の大義を滅せんぞ。此の皇道の明聖を蔽ふもの、曰く奸臣床次竹二郎。

宰記せよ——昭和四年八月十三日、それは天皇病弱として御く皇國の歴史に、一大汚点を印したる日也。その汚辱こそは、逆臣床次が大權收奪の陰謀を以て、明治大帝の皇座を崩壊せんぞせる、皇國の醜惡の醜態せられたる日なるを。床次が政權の夢を遂げて、渾々然たる存在を露け、中正公明の政治を汚辱したるは、これ天下周知の事實也。吾人は彼等の私利私慾をその無節操を敢て諷刺せず、時難に處して彼等の足跡を批判するの無用を痛感するのみ。

されど、茲に掲ぐる一事を以て、彼等、就中床次の罪を問ひ其一二露く動機を暴露し、名實共に皇國一致の懸念を具現せんことを庶幾するのみ。



赤塚正助 鵜岡和文

私利私慾に執着せる財閥の支配、政權收奪に大義を没して顧みざる一部政黨者流の策謀により、皇國の内情、醜態混迷を呈して、政情動搖の色濃きに際して、昭和三年初頭以來、支那、滿洲に於ける排日、毎日、逐日激烈を加へ、張作霖爆死事件を機として、東北政局大變局に直面するや、張作霖張學良は、俄然、挑撥的行動に出て、對支事情の物情劇然たるを、同年八月「對支外交方針に於て意見相違す」と聲明し、民政黨を脱黨して、溘然、瀋陽觀察に上りたる床次の怪行動、は當時すでに吾人をして疑感を深からしめたもの也。床次の胸底深く刻まれし秘策を授受せられて、張作霖爆死、秘策として進行せる床次張學良の代議士赤塚正助、鵜岡和文の兩名は東北要路に潜入して、張學良一派を極秘に會見し、この間密報頻りに往來して、何事か策謀する所ありしが、彼等の歸國するや、果敢東北政權の活潑なる排日運動は、

の密使と共謀し、床次が若し政友會總裁に就任し、政權獲得の晩、旅大の還附を始め、滿蒙既得權益の放棄をなすべきことを條件とし、八月十五日この密約締結



床次竹二郎

ととも、銀五十萬元を受領し、赤塚、鵜岡の名義を以て、張學良に受領書を提出し、こゝに床次の賣國的陰謀は遂行せられるに至つた。

かくて床次一味の自己の政權收奪のために、皇國の生命線を放棄せんとする不逞不義の逆賊的行動により、皇國の威風は根底より損傷せられ、張學良の暴行に拍車を加へ、遂に昭和六年九月十八日滿洲事變の勃發となつた。不逞兇漢、床次の名を半記せよ、昭和四年八月十三日、それは永遠に忘却し得ざる國辱の日ではないか。

皇座、瀟灑に進みて、學良の逆産を徴する時——その奥深く秘められた大金庫の秘寶の底より、見よ、床次一味によつて提出せられたる五十萬元の受領書が發見されるに至つた。この一札こそ、彼等の怪行動の謎を解く鍵となつたのである。この内報の秘かに傳はるや、さなきだに財閥一部政黨者流の、不義に怒れる、皇軍の激憤は最高潮に達し、逆賊腐惡のために

昭和九年八月

皇軍青年將校有志

敢然奮起せんせざるも、空前の賣國奴事件の發覺せんか、國威を失墜するもの甚しきなし、軍部はこれを密封してその漏洩を避けた。然るに床次一味の狼狽その極に達し、閣臣たる大島高嶺を隨軍者に遣はし事の眞否を確めしめた。軍部に於ては未だ表の囁言を以て之れが明答を避けしを一蹴した。次て一昨年秋、軍部某方面の一部に無爲無能の賣國内閣を排拒し、床次を罷退せしめんを企てしことあり、床次の真意を賞した。此の使命を得びたるは現大佐、當時の隨軍新聞班松井中佐であつた。床次曰く「軍部が程迄に予のことを考慮せらるゝは感激の至りなり、老後の愚出に最後の御奉公を致し度」云々と言辭した。其後數日を經過して大島が隨軍者に來りて「軍部に於ては張學良の受領書問題に就て如何に考へらるゝや、床次との關係を如何に圖案せらるゝや、床次の受領證が押收されありや」、と再度其の真相を詰めんせり、而して其實に對し某將校は軍部は張學良問題に就ては慎重なる考慮を要するに依り何人にも發表せざる旨申附させた。之れに據り床次一味の陰謀は益々露見せらるるに至つたのである。厚顔無恥、世評の外に超然として、政治的善牙を磨く床次が、學良への受領證にのみ、極度に狼狽せるは何ぞ、蓋し彼自ら學良より運動資金を得たる事實を裏書きせるものである。



張學良

然るに岡田内閣成立せるや、賣國奴床次は噫面も無く入閣し、衰龍の袖に陰れて其不義を維持せんとし、次期政權を私議しつ、新黨樹立を策して再び權謀術數を弄せんとする。斯の如き徒輩を閣僚に擁して、何處に皇國一致を求め得るものぞ

君側の奸臣の醜態により、皇國の前途に暗雲深く垂る。岡田啓介は、組閣に際し、鵜岡正を強請し、閣僚の詮衡は、嚴選の原則を削りし言はれつゝあるも、逆賊床次の賣國的行動を默許し、閣員に委屬したるは何事ぞ。

上野明を蔽ひ奉り、田島の本分を充てざるもの、古今これより甚しきは無し。

岡田啓介の暴舉こそは、天人ごもに許さざる曠古の大罪惡也。かゝる奸臣の横行に委せて、皇國の時難突破は、斷じて行ひ得ず、信を中外に失する事、敢て多言を要せざる所である。

吾人は斷々乎として、岡田、床次の征討に起たざるべからずこの醜態無限の岡田内閣を再檢討せよ。皇土の下、殘威の垂るる所、至忠純直の國民の、惶々たる何ぞ、この不逞を黙過すべし挺身、決死の果斷を以て、祖國の急に列せよ。

賣國奴の横行を許容して何處に、皇國團結の大義存するや。起て——一九三六年の危を征服の血祭りに、まづ國內の邪惡を一掃せよ。

遊民、愛國に類つて、國家の興隆は斷じてあるべからず。その潰滅のみが、「人の和」を得て、皇國の躍進を促進するものなるを庶幾せよ。敢て賣國奴征討を宣言する所以也。

次官より 教育總監部本部長、第三師團留守司

全官宛

陸密第

號

首題ノ件ニ関シ別紙寫ノ通司法次官ヨリ照會アリタル
ニ付之カ取調ヲ爲サシメ聽取書作成ノ上送付相成
度

進テ別紙添付ノ聽取書寫ハ極秘ノ取扱相成度

陸密第七四三號

昭和九年三月十四日



別紙ハ付録ニ於テ添付



次官ヨリ司法次官宛回答

昭和九年十二月三日 秘 第二五一八號ヲ以テ御照會ニ
係ル首題ノ件ニ関シテハ各所管當局ヲシテ之カ
取調ヲ為サシメタル處別紙各報告書ノ通ニ有
之候條證據品相添、及回答候也

陸書第一九號

昭和十年一月十四日

0821

別紙報告書寫

寫

密第一三六三號 其三

軍調發第二〇九號

根本大佐、田中少佐聽取書送付、件

昭和九年十二月二十七日 軍事調査部長 工藤義雄

陸軍次官橋本虎之助殿

首題ノ書類別紙ノ通り提出ス

陸軍

寫

1682

聽取書

本籍 北海道上川郡愛別村字中愛別十二線北一番地

住所 東京市中野區仲町一八

陸軍歩兵少佐 従六位勲五等 田中 清

明治三十九年六月一日生

右ノ者昭和九年十二月二十日野島尚明出版法違反被疑事件ニ就キ本職ニ對シ左ノ通陳述ヲナシタリ

一、私ハ大正六年十二月陸軍歩兵少尉ニ任官シ爾後累進シテ現在ハ歩兵少佐トシテ陸軍省調査班ニ勤務シテ居リマス 調査班勤務ハ昭和三年八月カラテアリマシテ此間三年間帝大ニ聽講ニ參リ昭和九年三月同ヒ調査班ニ參リテアリマス

三、私ト元憲兵曹長野島尚明トノ關係ハ私カ帝大ニ聴講ニ行
ツテ居リマシタ頃昭和八年二月當時齊シク帝大聴講生タリシ
四方憲兵大尉(現少佐)ヨリ紹介セラレ種々情報ヲ接受スルモ
ノトシテ交際ヲ續ケテ居ルトイフノテアリマシテ特殊ノ關係
ハアリマセン

三、私ハ野島尚明ト相謀リ「逆賊岡田床次を征討せよ皇國の大
義演滅に瀕す」ト題シ「皇軍青年將校有志」ナル署名アル文
書ヲ出版シタル事實ハアリマセンガ右文書ヲ繞ツテノ野島ト
ノ關係ハ次ノ如クテアリマス

昭和九年六月下旬頃ト思ヒマス多分私ノ自宅ヘタツタト思
ヒマスガ野島ガ來訪シ床次ガ張學良ヨリ受領シタト噂サレル

五十萬元問題ヲ明ナラシメタイカラトテ之カ原案ノ作成ヲ依頼シテ
 参リマシタガ此種ノコトハ何等ノ意義モ無イコトト考ヘ放置
 シテ置キマシタ

其後目次ハヨク記憶シマセンガ多分私ノ自宅ヘテアツタト思ヒ
 マス野島カ來訪ニ所謂五十萬元問題ニ關シ四百字詰原稿紙
 約三十數枚(？)ニ亘ル案文ヲ出シ要約出來ヌカトノ依頼ヲ受
 ケマシタ當時是ハ何等カ他ニ使用スルモノトハ想像シマシタカ
 將來信書トシテ誰カニ郵送セラル、ヤ、或ハ床次詰問ノ資ニ供
 セラル、ヤ等使用ノ目的ハ明テモナク秘密出版ト謂フコトハ未
 知モセス尚何回モ繰返シテ依頼シマスノテウルサイコト思ヒマシ
 タシ又何等ノ意義無キコトト考ヘテ居タノテ目的等ヲ知ラスコ

トナク要約シマシタ其方法ハ冗長ノ部分ヲ削リツシテ行文
ノ連接ヲヨクスル爲助字助句等ヲ挿入シタノデアリマス

七月下旬頃ト思ヒマス野島カ陸軍省ニ來訪シ例ノ五十萬元受領
書ノ寫眞入手方ノ依頼ヲ彼カラ受ケマシタ此寫眞ハ何ニスル
カ不明デアリマシタカ既ニ散在セル及故同様ノ何等價値無キ
モノト考ヘマシタ然レ自今ノ手許ニハ無イノデ何等用件ヲ
説明スルコトナク根本大佐ニ借用ヲ申込ミ大佐カラモ何モ目
的等ニ就キ尋ネラル、コト無ク渡シテ貰ツタノテ之ヲ直ニ野
島ニ渡シテヤリマシタ

之ト前後シテ學良ノ寫眞與テ雜誌カ何カニ出テ居ルモノヲ貰ヒタ
シトノ申出カアリマシタノテ是亦別ニ珍シイモノテモナイト考ヘ

別ニ使用ノ目的ヲ尋ネルコトナク雑誌(雑誌名不詳)ヨリ切
 抜イテ野島ニ交付シマシタ

其後本問題ニ就テ何等ノ交渉ナク八月下旬頃印刷セル該文
 書ヲ五部親展書トシテ郵送ヲ受ケマシタ何モ必要カアリ
 マセンカラ夫レハ破却シテ手許ニハアリマセン

該文書ニ就テノ野島トノ關係ハ以上ノ通テアリマス

問 野島ニ依頼セラレテ加筆訂正シタトイフハ是ニ相違無イカ
 題名署名ハ如何(此時東京地檢昭和九年押第一四一〇號ノ内第二
 號ヲ示シタリ)

答 本文ハ夫レニ相違アリマセン題名ハヨク覺エマセン署名ハ國學園
 何トカトイフ名カワイテ居タト記憶シテ居リマス

問 野島ニ渡シテ受領書ノ寫眞トイフハ是ニ相違無イカ

此特東京地檢昭和九年押第一四〇號ノ内第一號ヲ示シタリ

答 夫レト同様ノモノテアリマス

問 右文書ノ出版ニ使用シタル受取證ノ原本ハ現存シアリヤ

答 受取證ノ原本即本物ハ全然知りマセン然レ野島ニ貸シタ寫眞

ハ目次ハ覺エマセンガ其後野島カラ受領シテ根本大佐ニ返却シ

マシタ其後ノコトハ知りマセン

問 七月下旬頃四五回ニ亘リ野島ト岡田内閣牽制策ニ關シ具体

案ヲ研究シタル結果該文書出版ニ決定シタト野島ハ言フテ居ル

か如何

答 野島ト面會シタコトハ幾回カハヨク覺エマセンガ文書出版ニ關シ

協議トイフ様ナ事實ハアリマセン又野島が出版法所定届
出等制規ノ手續ヲシナイ秘密文書トシテ頒布スル積リテ居タ
カトウカトイフヤウナ事ハ知リマセンテシタ

問

在滿機構ノ改革問題、陸軍豫算ノ問題、海軍々縮問題ニ關ル
ニ岡田内閣ノ存續ハ軍部ノ爲不利ラルト謂フ理由ヲ岡田内

閣ニ對スル牽制策ニ就キ野島ト話合ツタコトカアルカ

答

左様ノ問題ニ關シテ部外者タル野島ト話合ツタコトハアリマセン
二人ノ内何レカヲモテク五十九元問題ヲ暴露シテ床次選相ヲ

牽制シヨウト言ヒ出シ意見ノ一致ヲ見タトイフ様ナコトハナイカ

答

前述スル如ク此問題ニ關シテ話合ツタコトハアリマセン元來國家
ノ爲ニモ國軍ノ爲ニモ更ニ強カナ内閣カ出現スルコトカ大ニ希望

スル所テアルコトハ嘗テ申述ヘタコトモアツタカ夫ニ關聯シテ床次
ヲ牽制シヨウトカ内閣ヲドクトカソレテ秘密出版ヲドウトカトイ
フ様ナコトニ關シテ話シ合ツタコトハアリマセン

問 八月中旬頃該文書ノ印刷セルモノヲ陸軍省デ野島ヨリ見セラレタ
ルコトアリヤ

答 他ノ者ニ對スルト同時ニ親展書トシテ始メテ印刷物ヲ受領シタ
ノテアリマシテ之ヨリ先陸軍省ニテ野島カラ見セラレタ等ノ
事實ハアリマセン

問 該文書ノ印刷發送ニ付テ察知スルカ又ハ野島カラ何カ話ガア
ツタノデハナイカ

答 全然承知シマセン

問 今回ノ秘密出版ノ計画ニ関シ現彼將校中関與シテ居ルモノ有無

ヲ知ラサルヤ池田少佐、天野大尉、根本大佐等ハ如何

答 自分モ秘密出版トイフコトヲ知りマセンカラ從テ他ノ關係者ノコト

ヲ知ル由モアリマセン 池田少佐、天野大尉ノコトモ勿論知りモシ根

本大佐カラハ例ノ受取證ノ寫眞ヲ借用シテ來マレタガ全大佐ニハ

何モ譯ヲ誌シタノテハアリマセンカラ大佐カ討罪ニ參與サレタトカ

關知シテ居ラレタトカトイフ様ナコトハ全然アリマセン

問 受領書ノ寫眞ヲ野島ニ手交シタ際野島ニ「此オナクマツテラレ

ルタロウナアレト言ツタコトアリヤ又其意味如何

答 其様ナコトハ野島ニ申シタコトモナク又自分カ考ヘタコトモアリマセン

問 五十万元ノ受取書ノ外ニ某關係ニ名ノ政治的致命傷ニモナル様

十張學良宛ノ礼状カアル筈タカ夫ハ吾々ノ手ニ入ラヌカラ此受領證
ノ問題ヲ先ツ發表シホタ外ニモアルゾトイフ様ニ見セカケテ置ケハ
相當效果カアルトイフ様ト話ヲ野島ニテシタルコトアリヤ

答 左様ナコトヲ申シタコトハアリマセン某國僱ヨリノ事實ハ何ノコ
トヤラ承知セヌ但レ斯田忠治ガ誰カニ礼状ヲ出シタトカ出サヌト
カトイフコトヲ野島カラ聞イタコトカアリマシタカ詳細ニ聞シテハ
ヨク覺エテ居リマセン

問 秘密出版文書ノ原案ハ日本農林新聞編輯長山科敏ノ作成ニ係
ルモノテアルコトヲ知ルヤ

答 其様ナコトハ存シマセン又山科ナル人物ヲ知リマセン

問 八月上旬野島ヨリ出版スヘキ文書ノ原案ヲ受取り之ニ池田少佐



一筆訂正

一筆訂正

ト共ニ加筆訂正ヲ加ヘ完成シタ上野島ニ交付シテ印刷ニ附セシメ
タトイフコトハナキヤ

答 日次ハヨク記憶シマセンカ自分カ加筆訂正トイフカ要約トイフカ
手ヲ入レテ野島ニ與ヘタコトハ前ニ述ヘタ通テアリマスガ池田少
佐ト共ニ手ヲ入レタコトハ無ク自分カ承知シテ居ル範圍内ニ於
テハ池田少佐ハ關係カ無イモノト考ヘマス

問 謄文書ノ印刷ノ担当者ヲ知りアリヤ

答 知りマセン

問 天野大尉トノ關係如何又野島ヨリ天野大尉トノ交渉ニ付キ聞キタ
ルコトアリヤ

答 天野大尉トノ親交カアリヌガ本事件ニ關係シテ同大尉トノ關ニ

三十一

何ノ交渉モアリマセン又野島ト大尉トノ間ノ交渉ニ就テモ何等ノ交渉モアリマセン

問 中馬大尉トノ關係及同大尉ノ本件ニ関スル事項ニ付野島ヨリ聞キタルコトアリヤ

答 中馬大尉ト自分トハ今夏始メテ面會シタルコトガアル事ノ關係アリマス中馬大尉カ本件ニ関シ野島ト如何ナル關係ヲ有スルマハ知りマセン

問 本年八月中旬頃軍部方面ノ發送先ニ付備行社名簿ニ○印ヲ付ケ野島ニ手交シタルイフコトナキヤ

答 右名簿ニ○印ヲ付シタルハ本文書問題ヲ繞リ交渉ノアツタ以前ノコトデ夫レハ右名簿ニ自分ノ懸念ノ知人ノ上ニ○印ヲ付ケタル

アリマシテ文書發送先ヲ指令スル爲ニシタモノテハアリマセン 諸所ノ將校ノ所ニ行クノニ必要タカラトイフノテ野島が満洲ヨリ飯朝後多分五六月頃〇印ヲツケテヤツタノテアリマセン

問

陸軍省調査班ニアリタル名簿ヨリ發送先ヲ採取リ野島ニ手交シタルコトハナイカ又野島が自ら持ツテ行ツタコトハナイカ

答

左様ナモノヲ野島ニ手交シタル事實ハアリマセン 右名簿カ如何ナル経路ヲ以テ野島ノ手ニ入ツタカ又如何ナル名簿カハ共ニ譯リマセン

問

本出版計畫ニ要スル費用ニ就テ野島ヨリ聞イタコトアリヤ又野島ト相談シタコトアリヤ

答

出版計畫ニ關カス費用ヲ何人カ負擔シタカトイフコトモ知リマ

セシ又左様ナコトヲ野島ト相談シタコトモアリマセン

問 前記文書、銅版、寫眞等ハ之ヲ野島ヨリ受領セリヤ

答 受領證ノ寫眞ハ時日不詳テスガ前申ス如ク野島カラ返還ヲ

受ケ直ニ根本大佐ニ返却シマシタ

張學良ノ寫眞文書ハ如何ニナツタカ知リマセン

問 本出版計畫實行後第二段ノ計畫トシテ演說會ヲ開催スル

豫定テアツタト野島ハ諾シテ居タカ之ニ就テ野島ト談シ合フ

コトアリヤ

答 第二段ノ計畫云々ノコトハ何等聞知シタコトハアリマセンガ野島

カラ軍縮ニ對スル政府ノ腰カ軟弱カカラ之ヲ鞭撻スル爲日比谷

ヲ講演會ヲ開キタイカラ五百田程融通シテタレントノ申出ハア

リマシタ實際講演者に誰トモ定メテ居ラス徴力ナカド他ト協
同セス自分ノ名前一本ヲ實施シタイトカ申レテ居タノヲ聞イ
タコトガアリマス夫レハ兎モ角トシテ自分ニモ其様ナ金額
ヲ融通スルコトカ出来マセンカラ断ツ次第ヲアリマシタ

問 今次ノ計画デ目的ヲ達シナイトキハ新日本國民同盟、愛國學
生聯盟等ヲ動シテ合法デモヲ敢行スル計画デアルトイフ様ナ
コトヲ野島ニ話シタトイフコトヲ野島ハ言フテ居ルカ如何

答 合法デモヲ今次計画カ目的ヲ達セサルトキ行フトイフコトハ承
知セス従テ之ヲ野島ニ話シタ等ノコトハアリマセン

問 本件ニ關シ他ニ何か申述フヘキコトアリヤ

答 別ニ何モアリマセンが何ソテ見ルト前後ニアツタ色々ノ事象

が悉く秘密出版ニ倚接シタ様ナ印象ヲ與ヘルコトニナラテ居ル
 ノテアリマスシ又自分カ意識ニテノコトテナイトスルモ野島
 ヲシテ違法目的ヲ達スルニ便ヲ得シメタ様ナ結果ヲ招來シ
 タコトハ自分ノ不徳ヲモアリ又輕率ヲモアリ此点深ク遺憾
 ニ感レテ居リマス

岡 尚更ニ確メテ置クガ田中少佐ハ野島ヨリ依頼セラレテ該文
 書原案ノ加筆訂正ヲ懇諾シ且五十万円ノ受領證ヤ張
 學良ヤノ写真ヲ交付シテ置キナカク野島ノ該文書出版ニ
 関シテ何モ知ラスト述ヘ又野島ニ何等訊ネルコトナク其意
 圖ヲモ確メスレテ依頼ニ應ヒタリト言フノハ田中少佐ノ地位
 官職等ニ照ラレ不審ニ思ハレ島ノ点テアルガ此邊如何

答前申述へ夕通りテ間違アリモシ

陳述人

田中

清

右録取ニ續ニ間ケタル處無相違旨承認ニ署名捺印
コタリ

前同日

陸軍省調査班長

坂西一良

陸軍省調査班長

私

聴取書

本籍、福島縣岩瀬郡仁井田村大字仁井田字館内二三四番地

住所、東京市杉並區松ノ木町二一五五

陸軍歩兵大佐 従五位勲四等 根本 博

明治三十四年六月六日生

右者昭和九年五月二日野島尚明出版法違反被疑事件

ニ就テ本職ニ對シテ左ノ陳述ヲ為シタリ

一、私ハ明治三十四年五月歩兵少尉任官爾後累進シテ昭和

九年八月歩兵大佐ニ任セラレマシテ昭和九年三月以來新

聞班長トシテ勤務シテ居ラス

二、私ハ野島尚明ナル人物ヲ全然知りマセン又野島尚明

ナルモノカ「遂賊床次ヲ征討せよ皇國の大義潰滅
ニ瀕す」ト題シ「皇軍青年將校有志シナル者名アル
文書ヲ出版頒布シタル事件」ニ對シ田中少佐ト相謀
リ関與シタル事實ハアリキセシ

同 昭和九年七月下旬頃田中少佐ニ所謂五十萬元ノ貸
取證ノ寫眞及張學良ノ寫眞各一葉ヲ貸與
シタルアリヤ其ノ顛末如何

為 本年七月下旬頃陸軍省ニ於テ田中少佐ヨリ右ニ交
取證ノ寫眞ヲ貸與シテ是レトノ申込カアリマシタルデ
ヨレトイフテ借シテヤリマシメ張學良ノ寫眞ニ就
テ、何モ知ラズセシ

<p>田中少佐ハ何ト云ハテ落リニ来カ</p>	<p>唯一寸借用ニタイカラトイフコトテシタ</p>	<p>之ヲ渡ストキ何ニスルノカトイフ様ナリト田中少佐 ニ尋ネサリレヤ</p>	<p>別ニ珍レギモノデモ無ク氣亂ニ懸クルコトナク田中少佐ニ</p>	<p>貸シテヤリ別ニ用途等聞キマセシテシタ 後其返還 ヲ交ケマシタ</p>	<p>其交領證ノ寫眞ハ之ト同様ノモノナリヤ</p>	<p>以ノ時東京地模眼和九年押第一四一の字ノ内第一号ヲ示 シタリ</p>	<p>之ト同様ノモノニ相違アリ也</p>
------------------------	---------------------------	--	-----------------------------------	---	---------------------------	--	----------------------

<p>の 変取説ノ原本ハ現存シアリヤ</p>	<p>其 拓原本ハ知りセシガ原本ノ寫眞即田中少佐</p>	<p>ノ 寫眞ハタモノチアリキス</p>	<p>の 田中少佐トハ從來如何ナル關係アリヤ</p>	<p>其 從來懸念ニシテ居リキス</p>	<p>の 所謂五十萬元問題ニ関シテ諺カハ文書ヲ出</p>	<p>版スルトイフ様ナトヲ知シタ等ノ事ナキヤ</p>	<p>其 左様ナトハ存リマセシ</p>	<p>の 其他述フベキ事トアリヤ</p>	<p>其 アリマセシ</p>
------------------------	------------------------------	----------------------	----------------------------	----------------------	------------------------------	----------------------------	---------------------	----------------------	----------------

陳述人

根本

博(印)

右録取之 議國ニケル所無相違旨承認ニ署名捺
印セリ

前同月

陸軍省軍事調査部長 エサ滕義成 旌印

陸軍省
軍事調査部長

第

出版法違反事件取調ニ関スル件報告

昭和九年十一月十日 陸軍省軍務局長 永田 欽山

陸軍大臣 林 銑十郎 殿

陸軍歩兵少佐 池田 純久

右之者出版法違反事件ニ関シ司法次官ヨリ照會有
之候ハ共同人ハ昭和九年十月ヨリ同年三月末ニテ歐
米出張中ノ爲差當リ取調不能ニ付報告ス

為

密第一三六三號一

教密第九七八號

現役軍人取調ニ關スル件回答

昭和九年三月廿六日 教育總監部本部長 林 桂

陸軍次官 橋本虎之助殿

十二月十四日附陸密第七四三號照會ニ係ル首
題ノ件別紙陸軍士官學校長報告ノ通ニ付回答
ス

追テ押收書類(押第一四一〇號)別封返度ス

陸 軍

寫

士人甲第一〇六號

現役軍人取調ニ關スル件報告

昭和九年十月廿日 陸軍士官學校長末松茂治

教育總監真崎甚三郎殿

昭和九年十二月十四日陸密第七四三號陸軍次官發本部長宛照會ニ係ル首題ノ件別紙聽取書ノ通ニ付報告ス

陸軍

聽取書

東京市牛込區市谷河田町十一番地

歩兵第六十八聯隊附

陸軍士官學校附勤務

陸軍歩兵大尉 天野 勇

明治三十四年九月廿拾五日生

右ハ昭和九年十二月十九日野島尚明他二名出版法違

反被疑事件ニ就キ本職ニ對シ左ノ陳述ヲ爲シタリ

一、刑事上ノ處分ヲ受ケタルコトナシ

正七位勲五等昭和六年乃至九年事務從軍記章

大禮記念章ヲ有ス

二 大正十二年十月二十五日 歩兵少尉 歩兵第五十一聯隊附

大正十四年五月一日 歩兵第六十八聯隊附

大正十五年五月二十八日 歩兵第六聯隊附

大正十五年十月二十五日 歩兵中尉

昭和二年六月七日 歩兵第六十八聯隊附

昭和三年四月一日 東京外國語學校へ入校

昭和四年三月三十日 同校卒業

昭和四年六月十一日 哈爾濱留學、爲神戸港出發

昭和五年四月五日 内地歸還、爲哈爾濱出發

昭和五年八月一日 參謀本部附勤務ヲ命ズ

昭和六年十二月二十七日 混成第三十八旅團司令部附

昭和六年十二月二十八日滿洲派遣、為東京出發

昭和七年九月一日 參謀本部附勤務ヲ免ス

昭和七年十一月一日 下關港歸着

昭和八年三月十八日 歩兵大尉

同日 陸軍士官學校附勤務ヲ命ス

爾來今日ニ至ル

一 陸軍省田中清少佐ハ小官カ參謀本部露西班勤務當時少佐カ陸軍省調査班ニ勤務シアリタル關係上公務上ニ於テハ交涉事項多ク集會廳内ニ於テハ往來シタルコトアルモ公務以外ニ於テハ何等ノ交際ナシ從テ今回ノ秘密出版計畫實施ハ全然關知セズ

一 野島尚明ハ小官カ岐阜縣隊在勤中同人カ同地憲兵
 分隊ニ勤務セルヲ以テ時々會ヒタルコトアルモ何等特
 別ノ關係ナシ當時同人ノ言ニヨレハ東京憲兵隊在
 勤中難波少將ヨリ信頼ヲ受ケアリ且中央部ノ將
 校ヲ多數知り居ル様子ナリニモ別ニ小官カ何等
 野島ヲ指導シタル等ノコトナシ上京後ハ一二度會
 ヒタルコトアリシモ別ニ特別ノ目的アリニイラス
 八月下旬カ九月始メ頃ノ某日夜野島カ八月初旬
 ヨリ病氣中ナリト聞キタルニヨリ芝區三田山所ノ同
 人宅ニ見舞ニ行キシコトアリ 其際ハ玄關ヨリ直下ニ
 階上ノ同家客室ニ通りタルカ別室ニハ來客アリタル

模様ナリシモ小官ノ通サレタル部屋ニハ他ニ來客ナク野島
ノミト應對セリ其時野島ハ何カ「パンフレット」ヲ發刊
スルニ付知己ノ青年將校ノ宛名ヲ書キ與ヘラレタリ
ト懇請シタルニヨリ書キ與ヘタリ

問 大尉ハ其「パンフレット」ノ内容ニ就キ諒メ承知シアリシ
ヤ

答 少シモ承知シアラス其「パンフレット」ナルモノハ其時ハ未
夕出來上リ居ラサリレカ如シ

問 然ラハ其内容カ現内閣ノ倒壞トカ、床次氏ニ關
係アル事トカ其他表題等ニテモ知リアリシニアラスヤ
答 否 全然知ラス

問 野島カ此事ニ關シ檢事局ノ取調ニ對シテ私カ其文
書發送ノ話ヲシタ處別ニ意外ナ様子モナ音
肯イテ居リマシタカラ前カラ田中少佐カラテモ
カアツタカ何ウカレテ其計畫ヲ察知シテ居タノカ
モ知レマセヌ其機會ニ天野大尉ニ頼ムテ地方ノ將
校ノ住所氏名ヲ書イテモライマシタト陳述シアリ
之ニ關シテハ如何

答 前述ノ如ク「パンフレット」ニ就テハ豫メ何事モ知ラス
田中少佐トノ關係モ前述ノ通りニモテ公務以外ニ於
テハ特別ノ關係ナク全然同少佐ヨリハ「パンフレット」
ニ關スル話ヲ聞キシユトナシ

問 内容ヲ知ラヌモテ紹介ヲ為スハ頗ル不用意ナキヤ
答 其通りナリ然レ全知ラザリニナリ

問 然ラハ野島カ太尉ニ青年將校ノ住所氏名ヲ書ク
コトヲ依頼セシ際如何ナル範圍ニ此ハバンプレツトヲ
送付スルト云ヒアリシヤ

答 小官ニハ只青年將校ノ知己ノ住所氏名ヲ依頼セル
ノミニテ他ニ之ヲ送付スル範圍等ニ就テハ結ラザリキ
尚其時小官ハ該ハバンプレツトカ秘密出版物ナルコト等
考ヘモ付カス且野島平生ノ人物カ斯ル秘密出版ナ
トヲ為ス男トハ考ヘアラザリシニヨリ其内容ノ何ナル
カラ遑及スルコトナク其希望ヲ容ル同人所持ノ便

第三同期生及其前後期ノ知正將校ノ宛名ヲ思ハ

出スマシヨシ約五十四人書キ與ハ尚下ハシラレトテ送ルナ

ラハ四五部位宛送ツテヤツテクレト上述ハタル様記

憶ス

又山科敏ハ會ヒシユトモ聞キシユトモナシ加藤道隆モ同様

ナリ

一 野島ノ宅ヲ尋ズタル後時日ハヨク記憶セサルモ九月ノ

始メ頃ナラシ小官不在中野島カ何等小官ノ請求ナク

シテ紙包トナセル文書約百部ヲ別ニ目的ヲ明示スルコ

トナク小官宅ニ届ケタルユトアリ

問 其文書トハ此ノ如キモノナリニヤ

(此時東京地檢昭和九年押第壹四壹〇號ノ内築貳
號ヲ示セリ)

答 其通りナリ

一 野島ノ届ケタル文書ハ只今示サレタル如キモノナリシ
モ此ノ文書ハ皇軍青年將校有志ト署名シアルモ
野島力作成ニタルモノナルヘシトノ想像ハ爲ニタルモ斯
ノ如キモノハ他ニ配布スルヲ適當ナラズト考ヘタルニ
ヨリ直チニ之ヲ風呂釜ニ投テ焼却ニタルコトアリシモ
之ヲ近歩三田中軍吉大尉ニ交付ニタルコトナク又
田中大尉ニ交付ニタルコトヲ野島ニ告ケタル事實モ
ナレ實際田中大尉トハ昨年十二月頃會ヒタルノミ

ニテ其後何等ノ交待ナシ

一 其後九月始メ頃カト記憶ス大坂日満「クヲブ」ノ名義
ヲ以テ小官ノ自宅ニ先刻示サレタル「逆賊岡田床次ヲ
征討セヨ皇國ノ大義潰滅ニ頻スト題」皇軍青年
將校有志ト署名セル文書壹部ヲ送付ニ來リタル
モノアリシヲ以テ後日橋本大佐カ上京セシ際話ノ中
ニ該文書中ノ「床次氏ノ部下カ張學良ヨリ五十万先
ヲ受領セル證書ノ在リシト」ヲ話シタルニ同大佐ハ
「滿洲事変突發當時ソシテトカアツタ話ヲ聞ク
トトカアルカ自分ハ見タトカナイカラヨク知ラヌ」ト
答ヘラレタルトアリシモ之ヲ野島ニ語りタル記憶ナシ

一其他申述フルコトナシ

陳述者 陸軍歩兵大尉 天野 勇

右讀之間ケタル處無相違ニ自申立ツルニヨリ署名捺
印セシム

昭和九年十二月十九日

陸軍士官學校幹事陸軍少將 酒井 鎬次

陸 軍

寫

密第一三五三號其四

號外

現役軍人取調方ニ關スル件回答

昭和九年五月三日 第三師團留守司令官稻垣孝照

陸軍次官 橋本虎之助殿

首題ノ件ニ關シ隊長ヲシテ取調ヘヨメタル結果別紙

聽取書ノ通りニ付回答ス

進テ別添證據品相添返却致スヘキニ付申添フ

陸軍



寫

聽取書

歩兵第六十八聯隊留守隊附

陸軍歩兵大尉

中馬 太多彦

當年三十三歳

右ハ昭和九年十二月二十日當隊ニ於テ本職ニ對シ左ノ陳述ヲ爲シタリ

一 別添證據品昭和九年押第一四〇號ノ内ニ號及同號ノ内三號ヲ示シ

問 昭和九年九月初旬白宅ニ於テ元憲兵曹長野島尚明ヨリ「逆賊岡田赤次を征討せよ、皇國の大義澄滅に願す」ト題シ「皇軍青年將校有志」ト署名セル文

書約七百部ノ發送方ヲ依頼セラレタル事實ナキヤ

答 右ノ如キ事實ハアリタリ

二問 野島尚明ヲ知レルヤ知シリトセハ知ルニ至リレ然レ

爾後ニ於ケル支障ノ状況玆彼ニ對スル觀察如何

答 野島ハ岐阜縣郡上郡牛道村ノ出身ト聞イテ居マ

ス、彼ノ父ハ元岐阜縣會議員ニシテ縣下ノ名家デアリ

マス、彼幼時ヨリ其ノ刻陶ヲ受ケ政治ニ興味ヲ有シテ

リシガ入營後憲兵ヲ志願シ東京憲兵隊ニ於テ政

治ノ特高係トシテ議院關係ノ勤務ニ従事スルコト今

其ノ尚俊敏有能ヲ認メラレ異數ノ拔擢ヲ受ケ

マシタ



偶々満洲事変前後ヨリ所謂右翼運動ニ對シ相當ノ理
 解ト好意トヲ有スルニ至リ昭和七年四月頃收身ノ憲
 兵令隊班長ニ轉任シ近隣ニ住居セシ關係上小官ト
 相知ルニ至リ爾後數回小官ヲ訪問シ時局ニ関スル
 相互ノ信念ヲ談論スルニ所信相似タル所甚カラス
 人物識見亦見ルヘキ所カアリマシタ 其後昭和七年
 十月彼ハ現役ヲ退キ東京ニ轉居スルニ及ビ其後數
 回文通シタ丈デアリマス

昭和八年一月小官熱河參戰ノ希望ヲ以テ臨時歩兵
 第四十聯隊隊員ニ補セラルシ渡滿ニ昭和九年九月凱旋マ
 デ殆トト文通モ十ク唯野島ノ自軍ト健闘トヲ祈リツ

ツアリマシタ

凱旋直後久し振りに自宅に於て一回野島に會ひ復
 觀察スル東京ノ一般狀況ヲ聽ク機會ヲ得シタガ久
 敷狀況ニ通セズ且滿洲事變前後ノ活動ニ引續ク一
 年有半ニ亘ル滿洲第一線勤務ノ爲メ心身共ニ疲勞
 セルト諸上司並戰友ノ好意アル自重ヨリトノ忠告ヲ
 甘受テ相當信頼セル野島ニ對シテモ其ノ後ハ隊ル
 可ク疎遠ニ努メ一切ノ無益ナル煩累ヲ避ケ出デハ
 ハ專ラ隊務ニ勵ミ入りテハ孤獨沈思ノ修養ニ勉メ
 テ居ラス從ツテ爾來野島トハ何等關係ラシキ關係
 ハアリマセン

之ヲ要スルニ野島ノ人物ヲ惜ミ國家ノ爲メ彼ガ自重自
愛シテ立派ナル活動ヲ爲ス如ク又益々其ノ信念ヲ
鞏固ニシテ修養練磨スル如ク即チ立派十國士ニ成
リテ呉レル様折ツテ居ル次第デアリマス

ト語り更ニ憤然トシテ

本文書(別添證據品)ヲ熟讀スルニ恐ラクハ眞字
ノ事實ナルヘク大臣ノ斯クノ如キ不都合ハ断ジテ許
スコトハ出来マセン

ト附言セリ

三問 添付證據品(昭和九年押第一四一〇號ノ内第二號)及贈
寫本文書(添付證據品同號ノ内第三號)ニ關シ知ル所

ナキヤ

答 アリマセン

四問 右騰寫版刷文書ハ何人カ執筆ニ印刷シタルヤ聞キ
及ビシコトナキヤ

答 アリマセン

五問 右ニ通ノ文書ノ發送ニ関與セル者ノ氏名、住所及條
送部數、發送先、發送方法、費用ノ出所等ニ關シ
聞キ及ビシコト無キヤ

答 アリマセン

中馬大、多彦彦

右讀ニ聞ケタル處相違ナキ旨申立ツルニ就キ署名捺

印
七
五

昭和九年十二月二十日

歩兵第六十八聯隊留守隊長

陸軍歩兵中佐

宮城善助

寫

1727

密第一三五三號其五

三師留人甲第六五號

現役軍人取調方ニ關スル聽取書進送ノ件

昭和九年五月廿八日 第三師團留守司令官 稻垣 孝 照

陸軍次官 橋本 虎 之 助 殿

昭和九年十二月二十七日號外ヲ以テ回答セシ聽取書
中第一問ニ就テ更ニ別紙聽取書ノ通進問致シタル
ニ付進送ス

陸 軍

聽取書

歩兵第六十八聯隊留守隊附

陸軍歩兵大尉

中馬 大 多 彦

當年三十三歳

右ハ昭和九年十二月二十七日當隊ニ於テ本職ニ對シ左ノ陳述ヲ爲シタリ

一 十二月二十日本職調製ノ聽取書ノ附箋ヲ示シ

聞 野島ノ聽取書中ニハ「九月初旬中馬大尉ノ凱旋祝

賀ニ列シ其時山科ノ書イタ原稿ト残ソク多ク文書也

百部ヲ携帶同大尉ノ白宅ニテ之ヲ渡シ發送ヲ

依頼シタトアリ

然ルニ去ル二十日ニ於ケル貴官ノ陳述ニハ「凱旋直
後久シ振リニテ自宅ニ於テ一回野島ニ會ヒタル旨ヤ
リ」此ノ機會ニ、原稿及七百部ノ文書ノ發送ヲ依
頼セラレタルニアラズヤ

答 野島が如何ナル心境ニテ斯カル陳述ヲ爲シタカ知リ
マセシガ全然私ハ之ニ關係ナク、單ニ面接セルノミニテ
原稿ヤ印刷物ヲ受領シタコトハアリマセン

中馬 大ニ多ク考

右讀ミ聞ケタル處相違ナキ旨申立ツルニ就キ署名捺印セ
シム

昭和九年十二月二十七日

歩兵第六十八縣隊留守隊長

陸軍歩兵中佐

宮城善助

1731

保存期限	永久	決裁指定	執行指定	牛島
------	----	------	------	----

房官臣大		課局務主		大臣 委	件名 現役軍人取調方之関スル件	受領	番號
了結	領受	出提	領受			號	領
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和九年五月二十六日	昭和九年五月二十六日	局長 主務	政務 次官	密受第一三六三號	
(裁決)行決後 覽回		帶連		局長 主務		政務 次官	起元廳(課)名
長局		長局		課長 主務	參與官		法務局
長課		長課		主務副官 官房御用掛		書記官	
				主務課員	筆記者 審察		

政務次官
參與官
回付
決裁(前)連帶
後)課名

法務

決行(決裁)後
回覽(課)名

空

軍

次官ヨリ第三師團留守司令官宛電報

(オアコ シカタ シトテ)

本月十四日陸密第七四三號ヲ以テ、照會ノ件、至急回答

アリタレ

陸 四三三 昭和九年七月廿九日

説明

陸密第七四三號ハ現役軍人取調方ニ関スル照會ノ件ス

保存期限	決裁指定	決行指定	印
------	------	------	---

大臣 委		受領番		件名
兵務局長		兵務甲第一〇六號		
了結	領受	提出	領受	昭和三十九年七月二十日
昭和三十九年七月二十日	昭和三十九年七月二十日	昭和三十九年七月二十日	昭和三十九年七月二十日	
局長		局長		不穩行動及怪文書ニ關スル嫌疑取調ノ件
大山		橋本		
長課		長課		起元應(課)名
橋本		坂口		
主務課員		主務副官		兵務課
坂口		橋本		
審案		審案		起元應(課)名
坂口		橋本		

政務次官 回付
 決裁前後連帶
 軍事、法務局
 決行(決裁)後
 回覧課名

陸軍

陸密

次官ヨリ各軍師團參謀長及第三
第七第十六師團留守司令官並
技術本部及航空本部總務部長
宛通牒案

陸密第七六一號 昭和九年十一月二十二日



長澤中印 給券印長、教育部長印、中印長

一〇一七番送又

通牒原文在中



陸密第 三二 號

不穩行動及怪文書ニ關スル嫌疑取調ノ件通牒

昭和九年十二月五日

陸軍次官橋本虎之助

一、不穩行動ニ就テ

去十一月月中旬在京青年將校若干名ハ一部ノ士官候補生ヲ對シ時世ニ憤激ノ餘リ某機會ヲ捉ヘ軍政府ノ樹立ヲ目的トスル直接行動ノ企圖(數人ノ將校ヲ指揮者トシテ豫定シ各小部隊ヲ以テ朝野一部ノ名士ヲ襲撃)スル如ク配當セルモノヲ示シ且之ニ對シ所要ノ準備ヲ促シタルヤノ情報ニ基キ一應關係者ノ各

二、怪文書ニ就テ

所屬長ニ於テ取調タル後更ニ之ヲ綜合統一シテ公明
 適正ニ取調ヲ實施スルヲ適當ト認メ第一師團軍法會
 議ノ檢察官ニ於テ事件ヲ搜查スルコト、シ關係將校
 三名及士官候補生五名ニ對シ目下取調中ナリ
 本件ハ一切新聞掲載ヲ禁止シアリ
 去八月皇軍青年將校有志ノ名ノ下ニ逆賊岡田、床次ヲ
 征討セヨ皇國ノ大義潰滅ニ頻スト題シ床次氏ニ張
 學良ヨリ政治的資金ヲ獲得セル賣國的行爲アリトナ
 シ之ヲ閣臣ニ奏薦セル岡田首相ノ非ヲ鳴ラシ此等國
 内ノ邪惡ヲ一掃セサルヘカラサル趣旨ノ怪文書ヲ各
 方面ニ發送セルモノアリシニ依リ憲兵隊ニ於テ取調
 ノ結果右怪文書作製頒布ノ當事者タル野島尚明(元憲
 兵曹長ニシテ現在某政黨ノ代議士某ト密接ナル關係
 アルモノノ如シ)ヲ檢舉シ過般出版法違反トシテ東京
 地方裁判所ニ送致セリ右取調ニ關聯シ野島尚明ノ申

立ニ依リ該怪文書ノ作爲領布ノ際現彼將校ニシテ之
 =資料ヲ貸與シ或ハ原文ヲ添削シ又ハ之カ發送ニ便
 宜ヲ與ヘタルヤノ疑アル者アリシヲ以テ之等關係將
 校ニ對シテハ適正ノ措置ヲ講スル爲取敢ヘス各所屬
 長ニ於テ取調中ナリ
 不穩行動及怪文書事件取調ニ關スル狀況以上ノ如ク右
 ハ本春師團長會同ノ際ニ於ケル大臣懇談ノ趣旨ニ鑑ミ
 將來此ノ種行爲ノ根絶ヲ期スルノ方針ニ基キ嚴正ニ調
 査ヲ遂ケ適正ノ措置ヲ講スルノ趣旨ニ出タルモノナリ
 就テハ調査ノ結果ヲ待テ詳細通牒スヘキモ世上種々臆
 測ヲ爲シ流言蜚語等行ハレアルヤノ趣ニ付右事情不取
 敢依命通牒ス
 追テ本通牒ハ極秘ノ取扱トセラレ度申添フ。

陸軍
次官ヨリ教育總監部本部長宛

昭和九年十二月十四日陸密第七四三號ヲ以テ現役軍人取
調方ニ関シ照會シタル際別紙トシテ添付送付シタル
野島尚明ニ對スル聽取書寫至急返送相成度
進而貴廳ニ於テ右寫ヲ更ニ複製シタルコトアリヤ
否承知致度

陸軍第八一號、昭和十年二月六日

次官ヨリ第三師團留守司令官宛 電報（暗号）



1361

右
同
文

二
六

昭和十年二月六日



陸

軍

1363